

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.9

発行日：2013.4.20

原告団 (MOX、仮処分、全炉停止)

399 名

支える会・サポート会員 744 名

行政訴訟・予定原告 282 名

(2013.4.10 現在)



発行者：玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎

発行所：〒 840-0844 佐賀県佐賀市伊勢町 2-14 TEL：0952-37-9212 FAX：0952-37-9213

E-mail：saiban.jimukyoku@gmail.com URL：http://saga-genkai.jimdo.com/

フェイスブック：http://www.facebook.com/genkai.genpatsu ツイッター：@sagakarakaeru

玄海原発 3 号機プルサーマル運転差止裁判

ただいま進行中!→

玄海 2・3 号機再稼働差止仮処分

玄海 1～4 号機運転差止裁判

玄海原発再稼働反対!みんなのチカラで即時廃炉へ!



左 3月1日、佐賀地裁に入廷する原告団・弁護団
中 3月11日、佐賀県庁前座り込み行動でのシール投票
右 同行動で石丸代表のアップール

3.11 から 2 年。福島原発では停電・冷却停止、放射能汚染水漏れなども相次ぎ、今なお先が見えない、心が折れそうな日々を人々は強いられています。

国内で唯一再稼働を強行された大飯原発の運転差止裁判では、福島事故で崩れ去ったはずの『原発安全神話』そのままの不当判決が出されましたが、こんなことを許してはなりません。

玄海 3 号機 MOX 提訴からもうすぐ 3 年。私達は玄海原発の再稼働を阻止するために、法廷では具体的危険性を追及しつつ、法廷内外で全国の仲間とつながりながら、これからもまっすぐに行動を続けていきます。それが、次のステップへの種蒔きとなり、勝利の道を切りひらくと確信しています。

3 月 1 日の公判を中心に、3.11 をはさんだこの期間の活動をニュースにしてお届けします。

意見陳述

「九州電力玄海原子力発電所運転差止請求事件」第 4 回公判における澤山保太郎さんの意見陳述

はじめに

私は、高知県の東端にある東洋町という小さな町からやってきたものです。

東洋町は、平成 19 年日本政府及び原子力発電環境整備機構 (原環機構 NUMO) によって、高レベル放射性廃棄物の地層処分地として認定され、正規に調査 (文献調査) が始められていたところでもあります。私や町民をはじめ多くの国民の力でその政府の試みは阻止され、調査活動も中止となりました。私たちの町が何故

高レベルの核廃棄物の受け入れに反対したのか、玄海原発の再稼働、とりわけその MOX 燃料を使ったプルサーマルをめぐる裁判において、その理由を簡単に申し上げたいと思います。

今日私が、述べようとするのは、稼働している原発の危険性についてではなく、仮に原発が何の事故もなく完璧に安全運転され、効率よく稼働されて国民に喜ばれる大容量の電力を供給できたと仮定しても、それであればなお一層私たちは、原発が生産し続ける廃

No.9 CONTENTS

■意見陳述	澤山保太郎……1	■ 3 月 11 日知事要請文	……11
■ 公判、審尋報告	於保泰正・荒川謙一……3	■ 大飯原発裁判 不当判決に対する声明	……12
■ 真っ黒の墨塗り資料を証拠として提出	……7	■ 2012 年度会計報告	……13
■ 法廷外の活動報告	永野浩二……8	■ お知らせ、編集後記	……14



意見陳述する澤山会長

棄物のゆえに、これに反対しなければならないということでもあります。

1、原子炉で1gのウラン燃料を燃焼させれば、必ず1gの使用済み燃料、核廃棄物（死の灰）が発生します。薪を焚けばその数10分の1の少量の灰がのこりますが、そんなものではありません。100万kwの原発では1日3kgのウランが分裂し3kgの核廃棄物が残されます。そして生産された核廃棄物の毒性（放射能）はもとのウラン鉱石と比べると1億倍にもなると言われています。今、1991年の湾岸戦争で米軍がイラクを攻撃するのに使ったウラン弾の被害は米軍兵士やイラク住民の身体に深刻な影響を及ぼし、次々と悲惨な病変が発生していることが報道されていますが、原発からの核廃棄物の害毒は想像を絶するものがあります。現在日本の原発の敷地内には1万7000トンもの核廃棄物が滞留されていると見積もられて、各原発のサイトでは数年すれば自らが生み出した核のゴミのおくところがなく、最近のNHKの報道特集番組でも全国の原発稼働は廃棄物の処理の困難さだけからもこれを止めるほかないという事態に確実に差し掛かると指摘されています。

電力会社の資料によると、玄海原発の場合は、使用済み燃料の保管事情は特に窮迫していて、あと2、3回の取り出しで満杯になる見通しであり、再処理工程の行き詰まった青森の六ヶ所村への搬出も難しい状況となっているから、これ以上の操業は自動的に不可能な状況と思われる。

玄海原発3号機はMOX燃料を燃やすプルサーマルです。

プルトニウムはウランよりも20万倍も毒性が強いと言われますからプルサーマルに使われるMOX燃料の使用済みの核廃棄物の毒性も通常の原発の廃棄物に比べるとさらに強くなり、中性子の量が10数倍、発熱量でも数倍増大し、高熱のため地層処分が500年間できないとされています。

2、原発の使用済み燃料の処理として日本はこれを再

処理工場におくってプルトニウムを取り出して燃料として循環再利用するということを企図してきましたが、仮にこれがうまくいったとしても、使用済み燃料棒を裁断し溶解するなど再処理の過程で出される膨大な高レベル放射性廃液の処理がまた雪だるま式に増大してきます。

プルトニウム1gは優に4千万人の1年分の一般人吸入摂取限度に相当するというおそろしいものですが、現在日本はすでに45トンものプルトニウムを保有するに至っています。このプルトニウムをどう使うか、軍事利用が公然とはできない日本はこれを持って余しています。

日本は、高レベル放射性廃液はガラス固化体にして地層深くに埋設して処分してしまうという計画ですが、いまだにその処分地も定まっていません。

プルトニウムなど猛毒の放射能を何万年という期間、半永久的に安全に保管することができるでしょうか。原子力の恩恵を何も受けない世代の人類が、代々に渡って多額の費用と労力を費やしてその施設を防護してくれるのでしょうか。

これまでもアメリカ・ワシントン州のハンフォードや旧ソ連のチェリヤビンスクのマヤクで、大規模な核廃棄物の集積場が爆発したり、多量の放射性廃液を流失させていた事件がおこっています。

昨年9月に日本学術会議は、その地層処分は日本では不可能だという見解を発表しました。そんなことは分かりきったことであって、日本のような地震国で、しかもとびぬけた多量の降雨地帯、地下はどこを掘っても豊かな水に浸っていて、その上過去の地震による断層が入り乱れ、岩石がボロボロの所で、高レベルの核廃棄物の地層処分など出来るわけがありません。

高熱で中性子など種々の危険な核種を発散させる高レベル放射性廃液を、ガラスや鉄、粘土のバリヤで包んだとしても、それらは瞬間に腐食したり崩壊しますから、結局超危険な核廃棄物を一時的に土をかぶせて人眼から隠蔽するというにしかありません。地下で何かの事故があっても誰がその埋設施設の修復作業ができるでしょうか。

たくさんな交付金を付けてと言っても、私らの東洋町を始めこの市町村からもプルトニウムの鉱山と化す最終処分地を、引き受けようという土地は一つも出て来ません。

それを引き受けるというのは、特段の事故がなくても、プルトニウムの活火山の上で暮らすことになり、直ちにその町や村の廃村、廃町を意味するのであり、除染することが不可能ですから、何万、何十万もの広範囲の地域の住民は故郷を追われ流浪の民となるしかありません。

3、平成19年の1月、太平洋沿岸の高知県の1寒村である東洋町がその高レベル放射性廃棄物の地層処分の用地を提供するというので、最終処分の実施機関

である NUMO(原子力発電環境整備機構)の調査を受け入れることになりました。

その1年前の平成18年夏ごろから、町長や議員が経産省の職員などと高レベル放射性廃棄物の地層処分について「勉強会」をはじめていました。処分地の調査を受け入れるだけでも大枚の交付金がおりてくるからというのがその理由でした。

住民の大多数がこの企てに反対をしました。

埋め立てられる高レベル放射性廃液はガラス固化体となって子供の大きさほどの容器(キャニスター)にいれられ処分場に運び込まれるというのであるが、その強度の毒性のため100万年は人間界から隔離しなければならぬと言われているものです。

日本全体の何万分の1の電力しか消費しない小さい町が、どうしてその恐ろしいキャニスターを4万本も受け入れなければならないのか、一寸の虫にも5分の魂がある、住民たちは決然として団結し国家に対して



原告席の澤山会長

抵抗を開始したのでした。

しかし、推進派の町長の権限で最終処分の掘削地点の調査を受け入れの申入れがなされて、実際に正規の調査が開始されました。

東洋町はかつて昭和40年代にNHKの「現代の映像」というドキュメンタリ番組に取り上げられ、極めて保守的で政治的意識の遅れた

町として紹介されたことがありました。

しかし、そのような町であっても、町民たちは放射能の危険性に目覚め、町長や議員が推し進める最終処分場の受け入れに反対して立ち上がり、平成19年4月、ついに核受け入れ推進派の町長を落選させ核反対派の町政を確立し一切の核施設の導入を禁止する条例まで制定しました。

3000人足らずの住民たちは、いかに貧しくとも、静かで美しい故郷での生活の貴さを迷うことなく選択したのです。

4、自分たち1代の贅沢のために、人知では始末に負えない、地上の全ての生命を何度も破滅させるほどの膨大な量の、燃え盛る危険物を子や孫に残しているのでしょうか。ここ10年か20年のうちには日本でも世界でもエネルギーを原子力に依存しないという社会が急速に近づいています。

原子力から何の恩恵も受けない人類に、すでにある1万7000トンもの核廃棄物の貯蔵施設の管理を任せ、これを自然の腐食や地震の震動、津波の襲来、戦争やテロ等々ありとあらゆる事故から厳重かつ完全に遮蔽し、何千年何万年もこの危険物の維持管理を続けることを強要する、そういう権限が私たちにあるのでしょうか。

私たちが受ける放射能の被害は別としても、エネルギーのことで少なくともこれ以上の迷惑を子孫に負荷させないことが、人間として最低の道徳ではないでしょうか。

3月1日公判報告

裁判の会事務局長 於保 泰正 裁判の会会員 荒川 謙一

3月1日午後1時50分、小雨の降る中、石丸初美・原告団長と澤山保太郎・玄海プルサーマル裁判を支える会会長を先頭にして、原告団・弁護団一同は、横断幕「玄海原発MOX裁判完全勝利へ」をかざして佐賀地裁に入廷しました。

第一、MOX裁判では、裁判所による争点整理が始められ、6月の次回公判までにこの作業が出来上がれば、双方の推す専門家を交えての協議の場が開かれる予定です。これは裁判官に対して双方がレクチャーをするような場で、事実上は論争になると思います。これによって、裁判官の正しい理解が進むことを私たちは願っております。そうなれば、私たちの弁護団が主張して来たように、全てのデータを握っているともいえる九電による安全性の立証責任が問われ、裁判長が隠されたデータの公開を求めてくれることも期待できるでしょう。MOX裁判は、いよいよ正念場に入っていくのです。

第二、仮処分の申し立ては、具体的な危険性として2号機のひび割れが、7年間も分ならず、1次冷却材

喪失という重大事故の一步手前であったという主張をしています。これは全機に当てはまる配管の耐震安全性の問題です。

第三、全機差止裁判は、支える会会長の澤山さんが核廃棄物最終処分場の問題で東洋町の経験をもとに意見陳述を行い、力強く重い言葉でゆっくりと裁判官に論ずるように話しました。

なお、今回の公判から、復代理人として、谷次郎弁護士(冠木克彦弁護士事務所)が加わり、冠木克彦さん・武村二三夫さん・大橋さゆりさん4人での弁護団体制となりました。心強い限りです。

※「復代理人」とは、代理人からさらに選任された代理人のことをいいます。「副」ではなく「復」です。

(1)『MOX燃料を使うな!』～プルサーマル裁判

第9回公判：平成22年(ワ)第591号「玄海原発3号機MOX燃料使用差止請求事件」(原告：石丸ハツミ、外129名、被告：九州電力)

1945年8月9日、長崎にプルトニウム型原子爆弾が落とされました。65年後の2010年8月9日、プルトニウムを使ったMOX燃料使用差止裁判、佐賀地裁に提訴。あれから早や2年7カ月が過ぎました。

これまで8回の公判のやりとりを見てみますと、原告の主張に対し、被告九電は、国の原子力教科書にでも書いてあるような一般的な安全主張を述べ続け、原告の質問に「理由が分からない」など裁判の引き延ばしとも思える回答を繰り返して来ました。初公判後に開かれた記者会見の場で、原告代理人の武村弁護士が強調し語られた言葉を思い出します。…『この裁判は、こと安全に関して、全てのデータを持っている被告側が立証する責任がある。真実の追求に、マスコミをはじめ世論がどれだけ高まっていくかどうかにすべてが掛かっているのです』と…。第9回公判においても、1月31日付原告の質問（第三準備書面・求釈明）などに対し、2月28日付被告の回答（準備書面8）がなされましたが、これまでの姿勢が変わらず現れています。

原告側の求釈明の内容は以下の通りです。この内容も含めて、裁判所も全体にわたって争点整理に入っています。

1. 初期ヘリウム加圧量の低減問題
2. 蒸発性不純物の規定値の緩和について
3. MOXペレットの体積膨張速度について
4. プルトニウム組成と出力・内圧について

最大の争点は、『ギャップ再開が防止できるのか？燃料棒内圧が設計基準値を下回るのか？』という原告に対し、被告が「そもそもMOX燃料は、原子炉等規制法及び電気事業法の規定に基づき国の許認可を得ているので安全性は十分に確認されている。原告の主張は、独自の見解、全く根拠のないものである」と言っていることです。まさに、国と言う隠れ蓑を盾にして立証するどころか「文句あるなら、国に言え！自分らは、国に言われた通りにしている」という態度なのです。原告が「国に対する九電の虚偽を疑って、本裁判に訴えている」ことを理解さえしていないように見えます。

【初期ヘリウム加圧量の低減問題】

原告の『被覆管を守るために入れた初期ヘリウムガスの加圧量をなぜ低減させたのか？被告の言う“許容



左から、この公判より弁護団に加わっていただいた谷弁護士、大橋弁護士、武村弁護士、冠木弁護士

できる一定の範囲内とは？”及び“各加圧量とは？”を数値的に示して下さい』との質問に対し、被告回答は「加圧量は、ある一定の範囲内において自由に設定できる」と言いつつ「数値は、三菱重工の商業機密だから開示できない」と否定しました。また、原告の『被覆管の耐久度の危険は？』との質問に対しても「MOX燃料の被覆管が押しつぶされる事象は発生していない。危険だという原告の主張は何ら根拠がない」と説明を逃がっているのです。

【蒸発性不純物の規定値の緩和について】

原告の『蒸発性不純物～炭素・窒素・フッ素～規定値を、ウラン燃料の場合よりもこのMOX燃料で緩和させたのは、なぜですか？黒塗りの〈輸入燃料体検査申請書〉の数値を明らかにしてください』との質問に対し、被告は「数値など黒塗り部分は、三菱重工の商業機密です」と回答。

原告が『蒸発性不純物が内圧に寄与することは明らかである、影響は極めて小さいと言うならば、量を示すように』と言えば、被告は「蒸発性不純物が内圧によって安全性に影響するという原告見解は的外れ」と言うだけで逃げ、「蒸発性不純物の規定値を緩和させたから、MOX燃料での安全性に問題が生じているかのような主張は根拠がない、検査での蒸発性不純物が〈ガス含有率問題〉を意味するかのような前提は間違っているので、反論を要しない」と断定しました。

『なぜ？理由は？』に全く答えず、『数字』は全て隠蔽したままで、原告の主張を頭から否定することを繰り返すだけの態度が許されているのでしょうか？私達は、声をさらに大にして法廷で『疑いを晴らしてみろ！』と言いつけます。

【MOXペレットの体積膨張速度について】

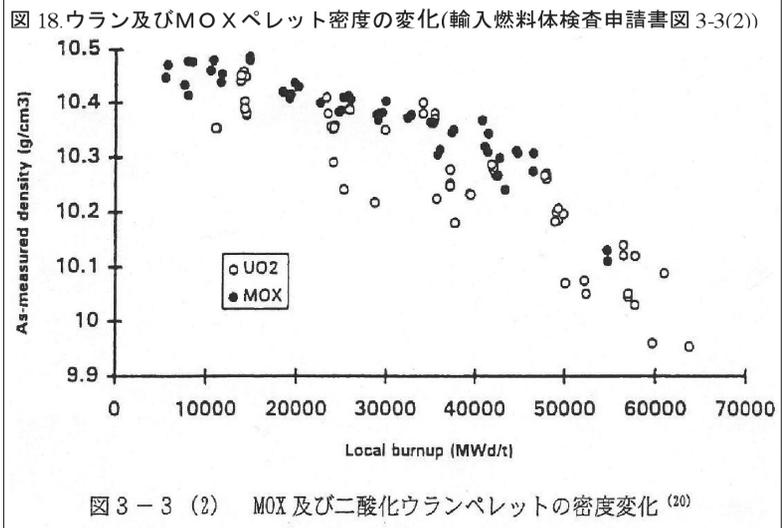
原告は、『そもそもウランを燃やすようにしか設計されていない従来の軽水炉で、ろくに実証もしないまま、世界初レベルでプルトニウムを大量に含むMOX燃料を燃やすことは危険過ぎる』というプルサーマル最大のリスクを見通し、MOX燃料の方がウラン燃料より膨張速度が低いことを示す根拠として図3-3(2)（※次ページ）を示しました。ギャップ再開が運転中に起こることを示すための最重要な資料です。ここまでの被告と原告の主張を対比して整理してみます。

★被告は準備書面1（H23.3.4）の81頁で、図3-3（2）にMOXとウランそれぞれの挙動を示す最適線（2次曲線）を加えた図を出してきて、両者は同じ挙動をしている、つまり膨張速度は同じだと主張しました。

☆そこで原告は、その2次曲線の式と、それを作成する上で取り上げた点の座標データの公開を要求しました。すると、★被告は準備書面5ですべての座標を公開しましたが、

☆原告は、隠れている9点を加えると両者の膨脹速度は異なり、ギャップ再開が運転期間中に起こると主張しました。

★すると、被告はガラリーと態度を変えて、「MOXとウランペレットの体積膨脹は同等であることは一般的に定着した見解、念のため補足的に確認したもの、原告らが指摘する不整合など存しない。ほぼ一致したことで問題ない」と、政府によって同等性が認められているからいいのだと主張して、図3-3(2)は単なる参考だったと逃げてしまったのです。



この〈MOXとウランペレットの体積膨脹率の同等性〉が崩れることは、今、別に検討の対象となっている内圧において、規制値との間に僅か1%の余裕しか持っていないのですから、極めて危険となってくるのです。燃料ペレットと被覆管のギャップ(隙間)は0.085mm(直径で0.17mm)ですが、微細なばらつきの幅が許容されるレベルは直径0.025mm以下というマイクロな問題で、極めて正確性が要求されるのが燃料ペレットなのです。

原告の主張の肝心な点は、MOXとウランの膨脹速度はアプリアリ(先験的)に同等だと決まっているものではなく、実験事実によって確認されるべきものであって、その実験事実がまさに図3-3(2)なのだとして示した訳で、その事実に基づくと、MOXの方の膨脹速度が遅いため、運転期間中に禁じられているギャップ再開が生じ、燃料棒が溶融する大事故が発生することにつながるということです。

被告は、自分が都合主義で使った図3-3(2)から密度変化率を算定することは不可能と今さら言い出して、原告に対し「密度変化率を算定できるなら根拠を示せ」と切り返しています。全く、データを隠しながら、相手に証明してみろとは何なのでしょう。

【プルトニウム組成と出力・内圧について】

最後に、プルトニウム組成における内圧の矛盾点についてです。(*「プルトニウム組成」…プルトニウム全体重量に対する核分裂性プルトニウムの割合のこと)被告答弁では「低組成(63.77%)のプルトニウムを利用したMOX燃料の燃料棒内圧が、代表組成(67.50%)や高組成(81.6%)のプルトニウムを用いたMOX燃料の燃料棒内圧を下回することはあり得ない」と言いながら、今回は、出力以外の要因(熱中性子吸収性)が働き代表組成のプルトニウムの評価値が、低組成のそれを上回る結果となった。

しかしながら、燃料棒内圧は出力(反応)が高いほど高くなるのであって、調達したMOX燃料の内では『低組成』が最も出力が高くなり、評価値19.5MPaを

上回ることはない」と言い切っています。

また、『燃料棒内圧評価値が許容値19.7MPaに到達している可能性は否定できない』という原告主張を否定しながら、「主張の意味が分からない、何を求めているのかを明らかにせよ」と「引き延ばし・後送り戦術」と取れる回答をしたのです。

よって、原告は、玄海原発3号機で扱っているプルトニウムの性質を確定できなければ、MOX燃料の安全性評価が正確に出来ないため、『実際のトータルなプルトニウム含有率、及び燃料の核分裂性プルトニウム富化度(燃料ペレットに占める良く燃えるプルトニウム239の割合)を公表せよ!』と、今回も要求しているのですが、被告は三菱重工の商業機密で被告との契約上できないと回答しているのです。

これに対し、原告は『数々の商業機密を被告は持ち出しているが、それらがなぜ、どのように商業機密にあたるのか、具体的に誰(どの企業)に対して守るべき機密なのか、各項目について説明されたい』と再質問し回答を求めました(求釈明)。商業機密を持ち出して企業利益だけを守ろうとする被告姿勢がすべて許されるのなら、それは福島事故による犠牲者を冒瀆するものとしか思えません。

最後に、裁判長から争点整理に際し、「双方で争点にならない点、一致している点も挙げてもらえますか?」と求められましたが、膨大な確認作業が必要であり、特に原告弁護団は大変な作業となりそうです。

さて、今回は第10回公判を迎えます。今後、どのように展開していくのでしょうか?障壁となっている企業の秘密・商業機密を完全に剥がすことができるでしょうか?信頼のできる原告側証人・専門知識者の選択と依頼という課題もあります。

そして、裁判を公正に進めるためには、世論に訴えて市民の関心を高めることが必要です。マスコミにさらに真実に迫る報道を期待します。重ねて傍聴もよろしくお願ひ申し上げます。

(荒川謙一)



波多江眞史裁判長(左)と九電側の弁護士(右)

(2) 『2号機と3号機を動かすな!』～仮処分申し立て

第8回審尋：平成23年(ヨ)第21号「玄海原発2号3号機再稼働差止仮処分命令申立事件」(債権者：石丸ハツミ、外89名、債務者：九州電力)

前回公判では、武村弁護士から

1. 福島原発事故では、地震による配管類の損傷の可能性があり、そのことが炉心溶融につながった可能性は否定できない。津波対策だけの緊急安全対策自体が不十分である。又、免震棟やフィルター付けベント設備は、完成が3,4年先である。
 2. 新安全審査指針類の全面的な見直しが作業中である。新安全基準に基づいた玄海原発の安全性は確認されていない。緊急安全対策では、新安全基準の代替にならない。
- と主張を行いました。

これらについて、九電側と裁判長から玄海原発の具体的危険性について主張してほしいと求められていました。これまでの審尋で、配管の経年劣化はどうなっているのか、検査はどの部位を何年ごとに行っているのかと九電に問い続けていました。九電の回答は、水や蒸気がいつもは流れない配管では劣化が起こる可能性は低いとの判断に立ち、主給水設備配管だけの減肉を想定した耐震解析が行われているとのことでした。

ところが、玄海2号機で1次冷却系配管から出ている枝管で、ひび割れが2007年に見つかっています。枝管の肉厚が、8.7mmあったものが、ひび割れで1.5mmしかなかったのです。最低でも4.5mmの肉厚が基準が必要であったにもかかわらず、しかも7年間(佐賀新聞によれば15年間)も発見できなかったのです。さらに保安院の指示で検査をしたにもかかわらず



3月1日、公判前に小山さんを囲んで学習会

発見できていなかったということでした。

枝管の余剰抽出系配管は1次冷却系配管に繋がっていますから、ひび割れが破れますと約150気圧の1次冷却材がものすごい勢いで吹き出し、炉心は空焚き状態となります。1次冷却材喪失という重大事故になる一歩手前の状態だったのです。

具体的危険性は、玄海2号機が如実に証明しています。それゆえ、玄海2・3号機の配管の耐震安全性が成り立っているという保証は何もないということです。

審尋で裁判長は、2号機だけでなく3号機もそうすねと念を入れて確認しました。最後に九電に対して反論してくださいと注文を付けました。反論しようにも九電のプレスリリースが証拠ですから難しいでしょう。

もう一つは、債権者(原告)の適格の主張です。原子力規制庁による放射性物質の拡散シミュレーションをもとにした計算結果から、最遠隔地の大阪の債権者でさえ、7日間で10mSvもの被ばくをすることになり、生命健康に重大な損害を被る危険性があり、適格であると認められると主張しています。

(於保泰正)

(3) 『玄海原発全てを運転するな!』～差止め裁判

第4回公判：平成23年(ワ)第812号「九州電力玄海原子力発電所運転差止請求事件」(原告：石丸ハツミ、外177名、被告：九州電力)

これまで私達原告は、

- ①安全設計審査指針の見直しが行われそれに適合していない限り運転してはならない、
 - ②緊急安全対策では、地震による配管の破損対策はなされていない、
 - ③照射脆化で重大事故が起きる、
 - ④核燃料サイクルが破たんし、使用済みウラン燃料の保管・処理先がないこと
- を訴状として出しています。また準備書面1(2012年8月27日)では、再稼働の動きがありましたので、ストレステストと4閣僚判断基準の批判をしています。さらに準備書面(同11月16日)では、地震による配管の損傷を福島原発1・3号機で論証し、安全審査指針の見直し内容を詳述しています。

今回第4回公判では、冒頭に被告九電から証拠書類乙20号証1・2(2月28日付)として、経済産業省原子力安全・保安院が昨年8月に出した報告書「原子炉圧力容器の中性子照射脆化について」が出されました。18回にわたって専門家の意見を聞きつつ評価結果を取りまとめたもので、「玄海原発1号機の圧力容器の健全性は58年間運転しても問題ないことを確認した」というとんでもないものです。井野博満東大名誉教授が重要な指摘や反論をしましたが、無視されました。答弁書(2012年4月6日)では、脆性劣化の反論はなく、

今回、上記の報告書を証拠として出してきました。規制委員会に確認したところ、脆性劣化について保安院の出した結論を踏襲すると言われました。原発を実質的に推進してきた保安院となら変わらぬ態度です。

私たちが九電と交渉した時に、なぜ急激に脆性遷移温度が上がったのか原因は分からないと九電は言っていました。原因がわからずに問題ないと言って言えるのでしょうか。

原子力規制委員会は「40年廃炉ルール」を7月に導入しますが、電気事業者には「特別点検」と「規制基準」の2つのハードルが待ち構えます。玄海1号機は、特別点検を実施し2年後の15年4～7月に規制委員会に申請することになります。また、新基準では1000km以上あるケーブルを難燃性に変えなければならないのですが、大幅な改修工事になり不可能でしょう。九電の瓜生社長は、後20年動かすと言っていますが、無責任な発言です。

裁判長から「被告九電の答弁書(2012年4月6日)に対する認否を行ってください、できれば、MOXと同様に争点を絞って整理をしていただきたい」と提案がありました。答弁書への認否と争点整理は、弁護団

にとって大変な作業になりますが、MOX裁判同様に問題の所在が明確になり、裁判長の指揮により展開が早まることが期待できそうです。

意見陳述は、支える会会長の澤山保太郎さんが行いました。核廃棄物の危険性、恐ろしさ、東洋町での経験をゆっくりと力強い言葉で話されました。(全文前述)
(於保泰正)

【次回公判6月7日(金)佐賀地裁】

- 第10回 MOX 差止 14時～
- 第9回 仮処分審尋 14時半～
- 第5回 全機差止 15時半～

※翌6月8日(土)13時～提訴3周年活動報告会を佐賀市立図書館2階の大集会室で行います。(詳細は14頁)

※「公判」という呼称について

裁判所で公開で行われる訴訟手続きを、刑事裁判では「公判」、民事裁判では「口頭弁論」といいます。細かな相違を除いて、同じものと考えてよいそうです。私達が原告となっているこの裁判は民事ですが、「公判」の呼称を便宜上使わせていただきます。

※書面、証拠はすべてホームページに掲載しています

真っ黒の墨塗り資料を証拠として提出 命の価値に上回る商業秘密などありえない!

表1 ベレットの **規定値** (単位は **ppm**)

	ASTM (MOX)	MOX (申請)	ウラン (17A型)	ASTM (MOX)	MOX (申請)	ウラン (17A型)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						

MOX: **真っ黒!** を超えてはならない
ウラン: **真っ黒!** を超えてはならない
(注1) MOXの **真っ黒!** はウランより **真っ黒!** 規定値を **真っ黒!** している
(注2) MOXベレットの **真っ黒!** により **真っ黒!** の規定値より **真っ黒!** している

商業秘密に属するため公開できない事項 2-2

表2 **真っ黒!** の影響評価

単位: ppm	MOX	ウラン	評価
			真っ黒! と同じ規定値としている。
			真っ黒! と同じ規定値としている。
			真っ黒! は、MOXのASTMの規定値(真っ黒!)に対して、 真っ黒! を踏まえて規定している。
			真っ黒! は、 真っ黒! を踏まえて規定している。
			真っ黒! と 真っ黒! は、熱中性子の吸収断面積が大きく、中性子経済に影響する可能性があるが、その影響は別途ボロン当量として管理しており、問題ない。
			真っ黒! を踏まえて規定している。
			真っ黒! は融点が低く(約 真っ黒! °C)、照射中に局部的に溶融しベレットの寸法安定性に影響する可能性があるが、メロックス工場で製造された MOX ベレットの豊富な照射実績(真っ黒! 以下)は規定値を下回っており、問題ない。
			真っ黒! を踏まえて規定している。
			真っ黒! は融点が低く(約 真っ黒! °C)、照射中に局部的に溶融しベレットの寸法安定性に影響する可能性があるが、ヘルゲン炉で照射した MOX ベレット(製造実績 真っ黒! 未満)の照射試験データで照射挙動上問題ないことから、問題ない。
			中性子経済に影響する可能性があるが、MOX燃料中のPuの中性子吸収断面積がウランよりも大きく、また中性子スペクトルが硬くなるため、MOX燃料では 真っ黒! の中性子吸収効果小さくなることを考慮して、ウラン燃料でのボロン当量による反応度効果の影響と同程度以下になるよう設定された値であり、問題ない。

商業秘密に属するため公開できない事項 2-3

「玄海原発3号機及び伊方原発3号機ウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)燃料について」と題する2007年に保安院が作成した資料。MOX燃料差止第9回公判にて、新たに提出した証拠です。安全にかかわる「数値」はもちろんのこと、項目さえも黒塗り!何かなんだか分かりません。

「国民の生命・健康の保全という価値に上回る商業秘密など存在しない。原子力の平和利用として導入するにあたって制定された原子力基本法は『自主・民主・公開』と特徴づけられ、国民がその基本線に賛成したからこそ今日原発が建設されているが、その安

全性を審査するのに不可欠な資料が、真っ黒の墨塗りであったり、マス字の白ぬきばかりを見せつけられて、いわば「謎解き」の如くに議論しなければならないとは、主権者たる国民を愚ろうする行為である」(原告第三準備書面より。2013年1月31日提出)

あれから2年。私達は福島を忘れない

法廷外の活動報告

裁判の会会員 永野 浩二

行動すれば出会いがある 3.11 佐賀県庁前座り込み行動

3月11日、「原発止めよう」という私達の意志をまっすぐに示そうと、佐賀県庁前で11時から17時までの間、「忘れないで3.11～脱原発佐賀行動」と称して座り込みを行いました。

14時46分に一同黙とう。祈りをこめて「脱原発」への誓いをあらたにしました。

15時半に、古川康・佐賀県知事に対して「玄海原発の再稼働を認めず、ただちに廃炉とすることを求める要請書」を提出しました。(要請文別記)

リレートーク、即席座談会で、想いを出し合いました。福岡や宮崎からも仲間がかけつけてくれました。通行人に声をかけて、再稼働に賛成か反対か、その場でシール投票も行いました。結果は「賛成」6票、「反対」100票、「わからない」15票でしたが、いろいろな出会いがありました。

「いいよいよ、おれは賛成だから！」と手を振りながら早足で立ち去った、60前後のスーツの男性。わざわざ遠回りして避けるように歩く人。足を止めて話を聞いてくれた、犬を連れてご夫婦。

下校途中の小学生の男の子たちに声をかけてみました。名札には「4年」の文字。

「君たち、原子力発電所って知ってる?」「うん、知ってるよ!今、学校で習ってまーす。」現在運転を止めていることを知ってる子もいました。「動かした方がいいと思う?それとも止めたままでもいい?」と聞くと、「ぼくは止めたままでもいいと思う」はっきり答えてシールを貼ってくれました。

帰宅途中の女子高校生2人。どう思うかたずねると、二人とも時間をかけて真剣に考えてくれました。一人は正直に「わからない」にシールを、もう一人は「中途半端はいやだ」と、「賛成」にシールを。逃げずに一生懸命に考えてくれた二人。どうかこれからもずっと真剣に考えて続けて欲しいです。

十代の男性。「古川知事あての手紙を書きませんか」と声をかけると、「何か役に立つのなら」と、時間かけて書いてくれました。「親から古川知事は立派だ、といつも聞かされていた。原発のことは本当のところはよく解らないが、3.11 原発事故で悲しんでいる人がいる事はよく解っている。知事の立場はあるかも知れないが、この人達(裁判の会の私たちのこと)の話も聞いてあげてください」と。

十代の女性はこんなメッセージをのこしてくれました。「これから生まれてくるたくさんの新しい命が奪われるのは辛いです。きれいな空気と自然の中で育て、生きていってほしいと思います。だから、再稼働は反対です。可能性は無限、だから反対します」と。

石丸初美代表は1日の行動の締めくくりに「一人のチカラは小さいですが、みんなのチカラをあわせれば、子ども達のために原発を止めることができます。これからも行動を続けていきましょう」と訴えました。今後も、座り込み、シール投票を続けていきます。

真の防災は原発をなくすこと! 原子力防災計画で要請行動

県民の命に責任を持たない佐賀県知事の回答

昨年末に「玄海原発事故による放射能拡散シミュレーション」を公表した後、1月16日に全国の市民団体と行った政府交渉での確認も踏まえて、再度、自治体や議員に要請を行ってきました。

2月20日、「UPZ(緊急時防護措置区域)は30kmを目安にする」としている佐賀県知事に対して「原子力防災に必要な被曝予測データに関する質問と要請」を行いました。その中で「原子力規制庁の被曝予測は過小評価。厳しく評価すれば117kmの範囲、長崎県、福岡県、熊本県の北部でも避難基準の7日間50mSvの被曝になる。県民の命を守るため、被曝予測データの公開を求めてください。(OIL基準である週50mSv、年20mSvの地点について、97%値と100%値の場合で、



3.11 行動では若い方たちが真剣に話を聴いてくれました。知事宛のメッセージも!



2時46分には黙祷を

かつ全包围で)」と要請しました。

1ヶ月後の3月19日、知事から回答が来ました。知事は「国の指針に基づいて」防災計画を策定するといながら、私達が国のデータの全公開を求めると「信頼性に限界」「防護対策の検討に活用できるものではない」として「開示の必要性を感じない」と回答。また、「UPZの範囲は地方が決める」という国の見解について「その通り」としながら、「IAEAは…、国は…、福岡県や長崎県は…。県内市町からも異論がない」として、佐賀県も30キロとすると回答。また、放射線の基準について数値を問えば「判断できる知見はない」と。佐賀県は県民の生命に関わることに、独自の検討を何もしていないということです！

佐賀県民のトップとして県民の命とくらしを守る責任感がまったく感じられない知事の姿勢に対して、私達は、防災計画を決定する「県防災会議」の前日の25日に回答への抗議と再要請を急遽行いました。

防災会議委員である市長会、町村会、自衛隊、警察、JR・NTTなど公共サービス企業の「長」ら67人に、私達の資料や知事回答などを配布するよう求めましたが、拒否されたので、その日のうちに、市長会長、町村会長等に直接渡してきました。

あっさりとした終わった県防災会議

3月26日、佐賀県防災会議を傍聴しました

定刻の14時、古川知事が防災会議会長として冒頭挨拶。「今回新しく女性委員が多数就かれ、女性比率があがって嬉しい。男がだめだというわけではありません」（会場笑）。緊張感のない始まりでした。

続けてUPZや避難計画について、担当職員から説明。「UPZは国が概ね30キロというので、県としましてもそのようにしたところでございます」。

知事「何か質問ありますか?」。県市長会(多久市長)「30キロですべて対策が終わるだけではないですよ」。知事「あくまで30キロは重点的にやるということで、何もやらないということではありません」。質疑応答はこのやりとりだけでした。

地震・津波時の各団体による災害対策の紹介(原発は想定外)があって、14時59分、知事「以上で本日の会議を終了します」。



県防災会議の前日25日に私達の要請も伝えて欲しいと県にお願ひに行きましたが、それはできないと拒否されました

玄海原発事故が起きたら、これで「災害」を「防げる」のでしょうか?「これで地域防災計画の基本ができたから、再稼働はいつでもいいよ」ってことでしょうか? 福島の事故はまだ終わらず、心休まらぬ日が続いているというのに、大事なことが語られないままに、こんなにあっさりとして終わってしまったいいのでしょうか?

問題だらけの防災計画を地域から突く

知事の姿勢や防災計画の問題点を伝えに、私達は再度、玄海町、30キロ圏内の唐津市、伊万里市など自治体をまわりはじめました。

「最悪を想定すると避難先が避難しなければならないこともある。九州内には逃げる所はないですね」「介護施設の人達のこと、子ども達のことを心配」「道路の渋滞はどうなるのか」「はっきり言って原発事故は起きないと思っていた。だから、本当の防災はしてこなかった。反省している」「防災はやろうとすれば限りなく考えられるが、膨大なお金がかかるのも事実...」「行政にとっては原発がいまそこに『ある』ので、再稼働という話ではなく、防災・避難としてちゃんとやらなければならないんです」

…担当職員は県などよりも住民と近いだけに、危機感を持っていると感じました。

自治体から国・県に対して判断材料を提供するように要求したり、独自に情報を得て住民本位の避難計画を立てたりすることができるように、佐賀県、福岡県、長崎県などの市町村への働きかけを行っていくつもりです。また、防災計画に関する市民による学習会も開催していただけるようお願いいたします。

私達は原発再稼働に反対しています。しかし、再稼働させるといふのなら、最低限のこととして「実効性ある避難計画」をつくることを求め、その前提として国のデータ公開を求めてきました。

アメリカでは住民自身が地域防災計画が問題だらけであることを突いて運転を阻止したショーラム原発の例があります。そこに学んで、私達一人ひとりが動いていけば、必ず止められます。真の原子力防災は「原発をすべてなくすこと」です!

「福島事故は他人事、賠償は国民負担...」 値上げも再稼働もありえません!~九州電力交渉

2月8日、裁判の会は九州電力本店と、「過酷事故時の責任」に関する質問(9月13日)への回答と意見交換の場を持ちました。電気料金の値上げ申請に際して、九電の代表者から「原発再稼働を前提にして」「原発が稼働できないと値上げの連続や電力供給の停止」などと「再稼働」について公然と表明されるようになったことを遺憾として、今回、交渉を再開したものです。エネルギー広報グループ長ら4人が対応しました。

過酷事故時にどのような賠償をするかについて、九電は「支援機構の枠組みで対応する」と明言しました。



2月8日、意見交換会で九電の責任を追及する裁判の会メンバー(手前、九電本社にて)

現在、支援機構は、交付国債を3兆円以上を貰い東電に出しています。また各電力会社は負担金を出し合い、九電は毎年約169億円を出しています。国債は国民の負担であり、負担金は電気料金です。玄海原発全体で1200億円を上限とする保険(文科省)に入っていますが、保険料も電気料からです。結局、事故時の賠償金は、すべて私たち国民の負担ということです。それが当たり前であるかのように九電は回答しました。

東電は「賠償額は10兆円を超える可能性がある」として国にさらなる費用負担を要求しています。原発事故の責任が問われないまま、避難者の賠償がないなど賠償基準自体がひどいものである上に(経産省と東電で決めている)、その問題ある賠償をすべて国民負担にするというとんでもないことが横行しています。自社で賠償もできない原発を続けていいわけがありません。

無責任!の声飛び交う値上げ説明会

福岡での経産省主催の値上げ意見聴取会(1月31日・2月1日)、佐賀での市民主催の説明会(3月2日)に裁判の会メンバーも参加、意見表明してきました。「米国産のシェールガス購入などで燃料費は下げられるはず」の質問に、「検討をはじめている」と。大赤字になっても、のらりくらの経営無策。

「再稼働を前提とするのはおかしい」の質問に「安全を確認した上で原発設備を使った方がいいという判断だ。新たな基準ができれば最高水準の安全性が確保されるから、事故はおきないと思う。国の動向を見ながら、再稼働に向けて努力していく」と。

「使用済み核燃料の最終処分場が決まっていない」との指摘には「これから並行して検討したい」。「事故時の賠償も想定してコストに織り込んで説明すべき」とたずすと「事故が起きるかどうかわからないから何ともいえない。賠償は新しいスキームでそうなりますから」とまるで他人事。

終始、無責任!の声が飛び交う説明会でした。

3月末、2005年8月に行われた国主催の原子力政策大綱に関する公聴会で参加者の8割を九電が動員していたことも新たに発覚しました。古川知事の「やら

1月31日以降の活動経過

■ 1月

- 31 31日 裁判ニュース8号発行
九電値上げ公聴会参加

■ 2月

- 8 九州電力本店交渉
- 17 福島原発訴訟団・九州報告集会
- 20 「原子力防災」佐賀県知事要請・質問書提出行動
- 27 放射能拡散予測問題・久留米学習会(さよなら原発・久留米の会主催)

■ 3月

- 1 第9回 MOX 公判・第8回審尋・第4回全機停止公判
- 2 放射能拡散予測問題・糸島学習会(風下の会主催)
九電値上げ問題佐賀説明会参加
- 10 さよなら原発佐賀県集会(佐賀県平和運動センター主催)
原発なくそう13.10佐賀集会(佐賀県連絡会主催)
- 11 忘れないで3.11佐賀県庁前座り込み行動
- 16 大飯原発仮処分裁判・判決前集会参加
- 25 「防災計画」佐賀県知事抗議・要請行動
- 26 佐賀県防災会議傍聴

せメール」事件があっても、九電はいまだ膿を出し切っていないようです。

そうした中、5月からの電気料金値上げが決定されてしまいました。信頼の地に墜ちた九電による値上げも、原発再稼働も認められません。

“つないだ手を離さない!” 福島原発訴訟団・九州報告集会

2月17日、福島原発訴訟団・九州報告集会「九州から福島へ。想い、つなげる。私達の<再生>はここから」が開かれました。団長の武藤類子さんのお話、九州各地からのリレートーク、詩の朗読…たくさんの方の心打つ言葉や気持ちが会場に溢れました。

集会の最後に、告訴人の一人、ゆうき君(8歳)が「ぼくたちがげんぱつを止めます。いっしょにがんばってください!」と、その日までに集まっていた署名の束を、



2月17日、武藤類子さんと一緒に記念写真! 私達は、つないだ手を離しません!

武藤類子さんにわたくし大役を務めました。類子さんは笑顔で受け取られました。

「つながり続けていくことが、私達の力です」「つないだ手を離さないでください!」(類子さん)。

福島や東京では、厳正な捜査と起訴を求めて行動が続けられています。2月22日、「東京地検包囲行動」が行われ「地検は起訴せよ! 東電は自首しろ!」と地検前と東京電力本社でアピール。3月19日、福島地検へ、全国から10万7109筆集まった「厳正な捜査

と起訴を求める署名」提出。また、3月25日から5日間、福島地検前でランチタイムに「激励」行動・・・。

3・11後のこの国最大規模の原発事故当事者運動でもある、福島原発訴訟団。この新しいつながりをさらに深く、広く、そして創造的に育てていきましょう。

※告訴団九州 HP に集会の中継録画、告訴団 PV (紹介動画)などを掲載しています。ぜひご覧ください。

<http://kokuso-kyushu.jimdo.com/>

県民の声に真摯に耳を傾け 玄海原発の再稼働を認めず、ただちに廃炉とすることを求める要請書

佐賀県知事 古川 康 殿

東日本大震災、福島原発事故発生から丸2年。

空気と水と大地、それに食べ物は放射能に汚染され、たくさんの命と大地が犠牲となりました。目に見えない放射能と隣り合わせの暮らしを強いられている人達。

将来、どんな病気を抱えることになるか、不安を持ち続けなければいけない子ども達たちとその親達。避難生活を余儀なくされ、心休まらぬ日々が続く人達。原発内で被曝しながら、先の見えない作業に従事している労働者達。

あなたには、1人の人間として、また、責任ある知事として、人々の顔が見えていますか。あらゆる警告を無視し、対策を怠り、事故を起こした電力会社、政府、御用学者。彼らは誰一人責任をとっていません。事故の原因も究明されるどころか、調査を妨害する始末です。

福島原発事故は収束しておらず、「復興」どころか、いまなお「原子力非常事態宣言」発令中なのです。あなたは、私達はそんな最中にいることをわかっているのですか。

原子力防災計画づくりが進められていますが、ひとたび福島のような事故が起きたら、放射能から逃れるために、私達はどこへどう逃げたらいいのでしょうか。あなたは、絶対被害を及ぼさないと保障できますか。もしくは、すべてを失うかもしれないから覚悟しとけとでも言うのでしょうか。

原発は動かせば必ず核廃棄物を生み出します。未来永劫に放射能の管理をしなければなりません。あなたは、未来の子ども達に了解をとったのですか。普通の生活をしたいと考えるならば、原発の再稼働はありえません。

九州の原発がすべて止まっている今こそ、原発をただちに廃炉へと向かわせ、子ども達が安心して暮らせる地域を残すため動き出すときです。

饒舌な言葉はいりません。

県民の命を守ることがあなたの一番の仕事であるならば、国が何といおうと、これまでどんなに電力会社や原子力カムラの人々との癒着があろうと、玄海原発の再稼働の動きをきっぱりと止めてください。

そうすれば、「再稼働」に中立を装って「やらせ」を指示したという、県民を裏切る行為を贖罪し、県民の命を守るという知事として最大の責任を果たすことになるでしょう。

あれから2年。私達は福島を忘れず、原発をなくしたいと願う全国の人々とともに行動を続けていきます。

古川康・佐賀県知事、あなたに以下の4点を要請します。

1つ1つについて、どう考え、具体的に何をやるのかを示してください。県民と「真摯に向き合っている」というのなら、行動で示してください。

1. 原発事故の被災者・避難者の声を受け止め、必要な支援を積極的に行うこと。
2. 原発や放射能の影響を心配する県民の声に真摯に耳を傾け、直接対話の場を設けること。
3. 県民の命と暮らしを守るために、玄海原発の再稼働を容認しないこと。
4. 一刻もはやく廃炉の道筋をつけ、脱原発社会づくりを全国に先駆けて推進すること。

2013年3月11日

玄海原発プルサーマル裁判の会

「忘れないで3.11脱原発佐賀行動」参加者一同



3月11日行動の日に県庁へ行く。この要請書を担当職員へ提出したい。あいかわらず県民の面会になりました。

不当判決! 大飯原発 3・4号機運転差止仮処分裁判 私達は断固として闘い続けます

4月16日、関西電力大飯原発3・4号機の運転差止を求めた仮処分申請で、大阪地裁は関西一円の原告住民からの申し立てを不当にも却下しました。

本裁判は、3.11後はじめての原発再稼働をめぐる本格的な司法判断となる重要なものでした。また、玄海裁判の弁護を引き受けてくださっている冠木弁護士らが弁護団となって、美浜の会のメンバーを中心とする原告団とともに取り組まれてきたことから、大変注目をしていました。

不当判決に対する原告団からの怒りの声明と、裁判の会の声明を掲載いたします。

おおい原発止めよう裁判の会の声明

大飯原発3・4号機運転差止仮処分裁判
不当判決糾弾!

- 福島原発事故の教訓から学ばず -
大阪高裁に即時抗告して闘う

大阪地方裁判所は本日(4月16日)、大飯3・4号の運転差止を却下する判決を下した。余りにも不当な判決である。このような判決を出したことに強い憤りをもって抗議する。この判決は、福島原発事故の教訓から学ばず、多大な犠牲者の心を踏みにじるものである。

判決は、「現時点では3連動の地震が起きる可能性があるとして安全性を検討するのが相当である」として3連動については認めつつも、それによる当然の結果についてはことごとく関電の主張を認めた。現行2連動では、1.88秒の妥当性を肯定し、基準値2.2秒は定めでないとまで判断した。さらに、大飯原発敷地内の断層は「地滑りによる可能性が高いと認められる」と勝手に決め付けた。

裁判の経過では、裁判長自らが制御棒挿入性問題に焦点を絞り込み、関電に文書で求釈明を行ったが、あれはいったい何のためだったのか。

福島原発事故では、制御棒が規定どおりに挿入されてもあれだけの惨事になった。大飯周辺の活断層の3連動評価は、福島原発事故を起こした3.11東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)を踏まえている。活断層が3連動する巨大地震は明日にも起こる可能性がある。

判決は、緊急安全対策、ストレステスト、4大臣基準について、「現在の科学技術水準に照らして合理性を有するというべきである」とまで述べている。「2.2秒は一応の目安であり、債権者らが主張する許容値には該当しない」と基準値であることを否定している。

このような不当判決があるだろうか。私たちは、強い憤りをもってこの不当な判決を糾弾する。

あくまでも大飯原発3・4号の運転を停止させるために、全国の同じ憤りをもつ人たちとともに闘い続け



4月16日、大阪地裁前で判決を提示する『おおい原発止めよう裁判の会』メンバー

る。まずは、大阪高裁に即時抗告して闘うものである。

2013年4月16日
おおい原発止めよう裁判の会

玄海原発プルサーマル裁判の会の声明

大飯原発3・4号機運転差止仮処分裁判
不当判決に対する声明

本日、国内で唯一稼働している関西電力大飯原発3・4号機の運転差止を求めた仮処分申請で、大阪地裁は関西一円の原告住民からの申し立てを却下しました。

大飯原発付近の3つの活断層が連動する地震が起きた際に制御棒の挿入が間に合わないことが裁判でも明らかにされてきたにもかかわらず、関電の苦し紛れの言い分だけを根拠として、「安全基準を満たしている」と裁判所はごまかしの判断を下しました。新たな「活断層」についても、まだ調査中であるにもかかわらず、「地滑りの可能性が高い」などと、ことごとく関電の言い分を採用したのです。

福島原発事故で崩れ去ったはずの『安全神話』から抜け出していない不当判決に対して、同じく玄海原発の稼働を裁判で闘っている市民として、私達は強い怒りを表明いたします。

そもそも、福島事故を踏まえた新しい安全基準が決定されていない下で原発を稼働することが大きな間違いです。大飯はもとより、玄海や全国すべての原発の再稼働はありえません。

判決後、「おおい原発止めよう裁判の会」に結集する原告団のみなさんは、大阪高裁に即時抗告することを力強く表明されました。

玄海原発裁判においても九州電力を相手に具体的危険性を徹底して追及する上で力をお借りしている「おおい裁判」の弁護団のみなさん、原告団のみなさんの怒りとともに、私達も「大飯原発3・4号機を止める。玄海も止める。そして、すべての原発を止める!」ために断固として闘っていくことをここにあらためて表明いたします。

2013年4月16日
玄海原発プルサーマル裁判の会

2012年度決算報告書

【一般会計】

2012年1月1日～2012年12月31日

	科 目	2012年度決算	適 要
収 入 の 部	原告団会費収入	3,138,675	
	支える会費収入	890,000	
	サポート会費収入	161,000	
	仮処分・会費収入	0	
	寄付金収入	1,365,484	
	その他収入	877,231	本、缶バッジなど物販
	受取利息	651	普通預金利息
	機関紙売上金	104,319	「そいぎ」売上げ
	前期繰越金	1,271,176	
	合 計(A)	7,808,536	
支 出 の 部	旅費交通費	1,996,125	弁護士・世話人など旅費交通費
	活動費	1,285,340	ガソリン代、携帯電話通話料など
	通信費	500,812	インターネット通信、電話、郵便、メール便
	運賃	35,130	書籍、パンフレットなどの宅配便
	交際接待費	30,737	食事代、菓子代
	会議費	140,150	会議、講演会など室使用料
	水道光熱費	90,870	電気、灯油、カセットガスボンベ
	消耗品費	529,361	広報チラシ用紙、印刷代など
	租税公課	119,000	提訴時印紙・道路使用申請時証紙代など
	支払報酬	380,000	弁護士・講師謝礼
	新聞図書費	101,772	参考図書・パンフレットなど
	支払手数料	2,365	振込手数料、交換手数料など
	諸会費	48,635	原子力情報室、自治会費など
	寄付金	50,000	放射能市民測定室・九州
	賃借料	802,240	家賃、駐車場代、iスクエアロッカー使用料
	機関紙作成費	170,530	「そいぎ2号」作成
雑費	33,932	ゴミ袋、お茶代など	
合 計(B)	6,316,999		
次期繰越金(A-B)	1,491,537		

【特別会計】

特別積立金（定期預金）	2,000,000	裁判終了後の報告集製作費
-------------	-----------	--------------

監査報告

2012年度の決算報告書を監査した結果、総勘定元帳・仕訳帳・証票など正確に記帳されており、何ら不正不当のないことを確認しました。

2013年1月20日
会計監査 横井 久 

※国相手の行政訴訟手続きがまだ行われていないので、
租税公課（訴訟費用）約1,400,000円が未支出状態です。

※ 2012年度会計報告をニュース前号発送時に別刷りで封入しましたが、今号にあらためて掲載いたしました。

お知らせ

裁判の会提訴3周年活動報告会

2010年8月9日のMOX燃料使用差止提訴から間もなく3年を迎えます。

今回初めてご出席していただく武村二三夫弁護士と、裁判特別補佐人である「美浜の会」代表・小山英之氏から、「MOX」「2・3号仮処分」「全機差止」3つの裁判の内容と今後の裁判の行方などについて詳しく話をさせていただきます。

裁判の中身は勿論のこと、日頃の原発についての疑問・質問など、この機会に理解を深めていただき、今後の運動の発展につながればと思っております。

国と電力会社は、福島事故はまるでなかったかのように再稼働の準備に躍起になっています。3.11を忘れないこと、学ぶこと、それぞれの立場で反原発を考えましょう。どなたでも、ぜひお気軽にご参加ください。

■日時 2013年6月8日(土) 13時半～16時半

■場所 佐賀市立図書館 2F 大集会室
佐賀市神野東2-6-10 (佐賀駅徒歩10分、ど
んどんどの森内)

■内容

- 裁判のこれまでと今後の行方
- 玄海ポスティング・個別訪問や自治体まわりなどの活動報告
- みんなで大座談会



玄海町ポスティング

次回公判のお知らせ

6月7日(金) 佐賀地方裁判所

■14時 第10回玄海原発3号機MOX燃料差止公判

■14時半 第9回玄海2・3号機仮処分審尋

■15時半 第5回玄海全機運転停止公判

意見陳述あります

■16時 記者会見 アイスクエアビル

※時間は予定です。

※13時から地裁前アピール行動

※傍聴を希望される方、事前にご連絡いただくと助かります。

【編集後記】

桜満開の頃、佐賀県庁にて。「異動で佐賀を離れることになったんです」と、なじみの記者さん。「そうですか…いつも記事にさせていただいて、お世話になりました」「こちらこそ。最後まで見届けることができなくて残念です。頑張ってくださいね」「最後って何だろう！(笑)」。知事はどうあれ、県庁のお堀に咲く桜は美しい。細い枝が一本、折れかけてる。下の方の柵にもたれて、息を吹き返し、枝はまた上を向き、見事に花を

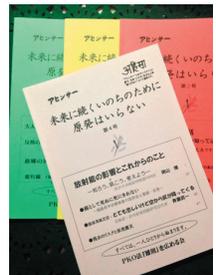
アヒンサー第4号発行！

アヒンサー『未来に続くいのちのために原発はいらない』第4号が発行されました。

今回の特集は仙台日赤病院呼吸器内科医の岡山博さんのお話『放射能の影響とこれからのこと』。中学生の子ども達にも理解できるような分かりやすい講演録です。岡山医師「自由にものが言えない世界を変えよう」。

福島県甲状腺検査説明会で非公開だった福島県立医大の鈴木真一教授との質疑応答部分も掲載。

「PKO法雑則を広める会」の佐藤弓子さんと小田美智子さんが毎回自費出版をしてくださっています。1冊100円。裁判の会で扱っています。どうぞ、一緒に種を蒔く人になりましょう！



チェルノブイリの日 街頭行動

■日時 4月26日(金)

11時～14時

■場所 佐賀県庁東側周辺

佐賀県庁と県立図書館の間付近でチラシまきと、シール投票などを行います。ぜひお集まりください！



3.11 佐賀行動のシール投票

あなたのチカラが必要です！

- ★ボランティア募集！
- ★座談会開催しませんか？
- ★カラー機関紙『そいぎ』発行しました。1部100円です。広めてください！

最新情報や日々の活動を

ホームページ <http://saga-genkai.jimdo.com/>
フェイスブック <http://www.facebook.com/genkai.genpatsu>
にアップしています。ぜひご覧ください。

会員募集中！

■原告会員は年会費1万円。支える会会員は5,000円。サポート会員は一口1,000円より。

■裁判や広報活動に経費を必要としています。カンパも感謝します。

■振込先：郵便振替口座 01790 - 3 - 136810

玄海原発プルサーマル裁判を支える会

咲かせていました。気分一新、年度替りの春です！(永野浩二)

新年度がはじまりました。佐賀の朝は自転車でいっぱいになります。真っ平らな佐賀平野。変速機の無い、お手頃価格のカラフルなママチャリは高校生や大学生に人気。赤、青、黄、黄緑…。豊富なカラーが揃う佐賀の自転車屋に、わざわざ遠くから買いに来る人もいるとか。新緑にビタミンカラーも冴える佐賀のまちなかの事務所へ、どうぞお寄りくださいね！(大江登美子)